

津市営住宅等公開抽選実施要綱

平成 18 年 1 月 1 日訓第 182 号

改正 平成 26 年 10 月 31 日訓第 97 号

令和 3 年 3 月 22 日訓第 13 号

令和 7 年 3 月 27 日訓第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 215 号。以下「条例」という。）第 10 条第 2 項及び第 3 項後段に規定する公開抽選（以下「抽選」という。）を公正かつ適正に実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 抽選区分 条例第 4 条第 1 項に規定する公募の都度定める市営住宅の抽選区分をいう。
- (2) 優先入居者 条例第 10 条第 3 項前段に規定する優先入居者をいう。
- (3) 優先入居住宅 条例第 10 条第 3 項に規定する市長が割当てをした市営住宅をいう。
- (4) 一般住宅 市営住宅のうち、優先入居住宅以外の市営住宅（優先入居住宅を希望する優先入居者数が当該優先入居住宅の戸数を下回った場合は、当該下回った戸数の優先入居住宅を含む。）をいう。

(公開抽選立会人)

第 3 条 津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 203 号。以下「規則」という。）第 7 条に規定する公開抽選立会人は、抽選区分ごとに 2 人以上選ぶものとする。

(優先入居者の選考基準)

第 4 条 条例第 10 条第 3 項前段の市長が定める要件は、別表左欄に掲げる入居者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件とする。

(優先入居住宅の割当て)

第 5 条 優先入居住宅は、抽選区分ごとの公募戸数が 2 戸以上の場合に割り当てるものとする。

- 2 優先入居住宅の割当て戸数は、抽選区分ごとの公募戸数を3で除した数とし、当該戸数に1戸未満の端数が生じたときは、これを1戸とする。

(抽選への参加)

第6条 抽選に参加できる者は、条例第10条第1項又は第3項の規定により選考された者（以下「適格者」という。）又は適格者の委任状を持参した代理人（以下「代理人」という。）とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事由により適格者又は代理人が抽選に参加できないときは、第3条に規定する抽選立会人のうちあらかじめ定められたものが抽選に参加するものとする。

(優先入居者の抽選への参加)

第7条 優先入居者は、優先入居住宅の抽選に参加し、当該抽選に漏れ、入居補欠者になった場合は、その抽選区分の一般住宅の抽選に参加することができる。

(抽選の順位)

第8条 抽選（次条第1項に規定する予備抽選を含む。）は、抽選区分ごとに行うものとし、優先入居住宅の抽選は、一般住宅の抽選の前にこれを行うものとする。

(予備抽選)

第9条 抽選に参加する順位を定めるために、予備抽選を行う。

- 2 前項の予備抽選は、抽選区分ごとに、規則第5条第1項に規定する市営住宅入居申込書（以下「申込書」という。）において主として当該抽選区分を希望した者を対象として行うものとし、申込書の受付順に抽選機により行うものとする。

- 3 抽選機には、抽選区分ごとに抽選を行う者の数と同数の一連番号を付した玉を入れ、当該抽選を行う者が引き当てた番号をもって抽選を行う順位とする。

(抽選)

第10条 抽選は、抽選区分ごとに前条第3項の規定により定められた順位に従い、当該抽選を行う者が抽選機により行うものとする。

- 2 抽選機には、抽選区分ごとに前項の抽選を行うものと同数の一連番号を付した玉を入れ、当該抽選区分の公募戸数と同数以下の番号を付した玉を引き当てた者をもって当選者とし、その他の者を条例第11条第1項に規定する入居補欠者とする。

(住宅の選択)

第 1 1 条 当選者は、当該当選番号順に入居を希望する住宅を選択するものとする。ただし、一般住宅の当選者のうち優先入居者は、他の当選者より優先順位とする。

2 前項の規定にかかわらず、当選者のうち、市長が身体的障害等により明らかに低層階の住宅への入居を必要とする者であると認めるときは、優先的に低層階の住宅に入居させることができる。

3 第 6 条第 2 項の規定により抽選立会人が抽選に参加し、その適格者が当選者となったときは、第 1 項の規定による選択順位は、最下位とする。

4 適格者が公募戸数を下回ったときは、前 2 条及び前 3 項の規定に準じ、住宅を選択するものとする。

(入居補欠者)

第 1 2 条 第 1 0 条第 2 項又は次条の規定により入居補欠者となった者の入居順位は、抽選区分ごとに、同項の規定により引き当てた番号順とする。

2 第 7 条又は次条の規定による抽選に参加し、入居補欠者となった者は、複数の抽選区分でそれぞれ入居補欠者となることができる。

(予備希望住宅の抽選)

第 1 3 条 抽選区分の住宅の適格者の数が公募戸数を下回った場合において、申込書で予備として当該抽選区分を希望し、主として希望した公募住宅の入居補欠者となった者の数が当該抽選区分の残戸数を超えるときは、改めて抽選を行うものとする。

(抽選会場における秩序保持)

第 1 4 条 市長は、抽選会場において抽選の公正かつ適正な実施を妨げ、又は秩序を乱す者があるときは、これを制止し、命に従わないときは、抽選会場外に退出させることができる。

(準用)

第 1 5 条 第 3 条から前条までの規定は、店舗への入居者に係る抽選について準用する。

(委任)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の施行前に合併前の津市市営住宅等公開抽選実施要綱（平成 9 年 7 月 1 日施行）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 26 年 10 月 31 日訓第 97 号）

この訓は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 22 日訓第 13 号）

この訓は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

附 則

この訓は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

入居者の区分	要件
ひとり親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、20歳未満の者を扶養しているものをいう。）	扶養している20歳未満の者と同居している者
引揚者	永住帰国を希望する中国残留邦人等
60歳以上の者	次のいずれかに該当する者と同居している者 1 配偶者 2 18歳未満の者 3 おおむね60歳以上の者
心身障害者	入居の申込みをした者又は同居の親族が次に掲げる者であるもの 1 戦傷病者（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に、障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2重度障害の程度の欄の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表の3障害の程度の

	欄の第 1 款症である者として記載されている者をいう。) 2 身体障害者（身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号身体障害者障害程度等級表級別の欄の 1 級から 4 級までである者として記載されている者をいう。) 3 知的障害者（知的障害の程度が児童相談所の長、知的障害者更生相談所の長、精神保健福祉センターの長又は精神科の診療に経験を有する医師により、重度若しくは中度の知的障害者と判定された者又はこれらの者と同程度の精神的障害を有していると判定された者をいう。)
犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号）第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等	次のいずれかに該当する者 1 犯罪等の被害を受けたことにより収入が減少し、生計維持が困難となった者 2 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住することが困難となった者
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号。以下「法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者	次のいずれかに該当する者 1 法第 3 条第 3 項第 3 号（法第 2 8 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による一時保護、法第 5 条（法第 2 8 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による保護又は児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 3 条第 1 項の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者 2 法第 1 0 条第 1 項又は第 1 0 条の 2（これらの規定を法第 2 8 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの

	3 女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する女性相談支援センターをいう。）による配偶者（生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手を含む。次号において同じ。）からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者 4 女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者の支援を行っている民間支援団体に対し、配偶者からの暴力の被害を受けていることを申し出たことが確認されている者
--	---